

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次

◇ 示 計量器の定期検査の実施
昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号の一部改正

告示

鳥取県告示第二百七十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、西伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十条の規定により告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条の各号に掲げる計量器

実 施 期 間

実 施 場 所

昭和五十年四月二十五日から昭和五十

一年三月三十一日まで

当該計量器の所在場所

検査期日	検査時間	実施区域	検査場所
四月二十五日	午前十時から 午後三時まで	西伯郡中山町	中山町役場車庫前
〃 三十日	〃	〃 名和町	名和町役場
五月 七日	午前十一時から 午後二時まで	〃 大山町	大山町役場大山出張所
〃 八日	午前十時から 午後三時まで	〃	大山町役場
〃 九日	午前十時から 正午まで	〃 淀江町	宇田川公民館
〃 十二日	午前十時から 午後三時まで	〃	大和
〃 十三日	午前二時から 午後十時まで	〃 日吉津村	淀江中央公民館
〃 十四日	午前十時から 正午まで	〃 岸本町	日吉津スポーツセンター 東公民館
〃 十五日	午後一時から 午後三時まで	〃	岸本小学校
〃 十六日	午前十時から 正午まで	〃 会見町	賀野農業協同組合
〃	午後一時から 午後三時まで	〃	会見町中央公民館
〃	午後三時から 午後五時まで	〃 西伯町	西伯中央集会所
〃	午後三時から 午後五時まで	〃	阿賀公民館

鳥取県告示第二百七十八号

昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号(漁港管理者の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十年三月二十五日から施行する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

船磯の項及び長和瀬の項を削る。

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月500円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】